

### 企業内弁護士を採用するメリットはどのようなものがありますか？

法化社会の進展により、企業法務はますます複雑化・高度化することが予想されます。特に、会社法や金融商品取引法の施行により、企業経営にはよりいっそうの健全性、透明性が求められており、その核となる内部統制、その重要な要素であるコンプライアンス体制を支えるものとして、企業法務の役割が一層期待されています。

弁護士は、実務法曹としての専門教育を受けてきているため、基礎的な法律の知識や経験は一般の企業の従業員よりも幅広く、法務部員又は内部統制の評価補助者となる人材として適切であるといえます。



### 顧問弁護士との違いは何ですか？

現場の業務に密着しているため、法律知識だけにとどまらず、より実務的な専門領域に踏み込んだ業務を行うことができます。

また、企業の法務部門の業務は、①法的問題の把握、②解決方針の策定、③案件処理、④案件の終結、⑤日常業務へのフィードバック、という流れを辿ります。このうち、一般的に顧問弁護士に依頼するのは「③案件処理」ですが、企業内弁護士は、その前後の「①②」と「④⑤」の管理についても能力を発揮することが期待できます。



### 弁護士資格を持たない法務部員との違いは何ですか？

弁護士資格を持たない法務部員の中には沢山いますが、企業内弁護士は特に、①司法試験、司法研修所、法律実務を通じて法律全体の体系的な理解と紛争解決実務の感覚が身に付いていること(専門性)、②司法研修所や弁護士会などを通じて弁護士や法律事務所に対して広い人脈や最新の情報を有していること(人脈)、③訴訟代理権や各種調査権などの法的権限に加えて、守秘義務遵守など適正な業務遂行が法律及び弁護士会による自治的規律のもと担保されていること(資格)、などの特徴を持っています。



### 企業内弁護士はどのような部署に所属させればよいのですか？ 肩書はどちらがよいのですか？

一般に、最も多いのは法務部(課)ですが、そのほかコンプライアンス部(課)、知的財産部(課)、総務部(課)など、企業によって様々です。肩書きが特にならなければ、専門職、係長・課長等管理職レベル、さらには取締役等経営レベルまで様々な地位で活躍しています。



### 企業内弁護士にはどのような業務を担当させればよいのですか？

業務内容は、所属する企業や部署によって大きく異なります。取引先や行政当局との交渉、契約書審査、社内規程の策定はもちろん、M&A計画の立案・実行を専門とする者もいれば、知的財産戦略の立案を専門とする者、法務部門の統括をする者、訴訟管理を行う者、コンプライアンス体制の策定・実施・監視を統括する者など様々です。商社であれば産油国のエネルギー政策、テレビ局であれば番組制作など、法律知識だけでなく現場の専門領域に踏み込んだ業務をすることも少なくありません。



### 訴訟代理人は企業内弁護士に担当させることになるのですか？

所属する企業や部署にもよりますが、比較的多くの企業で、社内弁護士が訴訟代理人を担当しています。また、ケース・バイ・ケースで、社内弁護士のみで担当する場合と社内弁護士と社外弁護士と共同して担当する場合、社外弁護士に依頼する場合があります。



### 企業内弁護士も弁護士会や国選弁護等の公益活動を行っているのですか？

弁護士会によっては、会員弁護士に国選弁護受任や会務活動等、一定の公益活動を義務づけています。公益活動と執務の両立については、各企業で様々な工夫と努力をしています。近年は、訴訟実務能力の向上や社会貢献の観点から、一定の制限(著名事件や重大事件は引き受けられないなど)を設けた上で、公益活動を積極的に推奨する企業も存在します。一方、国選弁護等の報酬を伴う弁護士業務については、就業規則に従うこととなります。



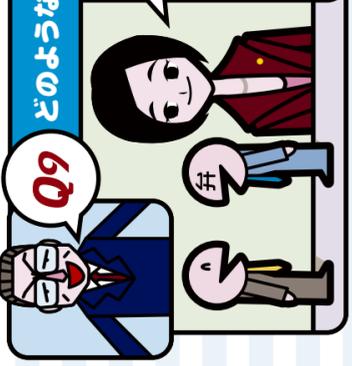
### 企業内弁護士の処遇はどのようによいのですか？

主な処遇形態としては、①完全年俸制、②従業員の給与体系によるが弁護士資格手当が付く、③従業員の給与体系によるが通常よりも昇進が早い、④他の法務部員と何ら変わらない、⑤完全出来高払い制、⑥一定年齢までは①で途中で③にシフト、などの様々な処遇形態があります。有給休暇、長期休暇、福利厚生などについては通常他の社員と同様に適用されています。



### どのような弁護士を採用すればよいのですか？

事案への迅速な対応や決定した方針の執行のためには、関係各部署との連携が不可欠です。弁護士としての基礎的な力は当然ですが、企業内弁護士としては、コミュニケーション能力は重要な資質です。また、その企業や業務自体に興味を持っていることも大切な要素です。



### 企業内弁護士に関する詳しい情報はどこで入手できますか？

日本弁護士連合会業務第1課(TEL→03-3580-9332、URL→<http://www.nichibenren.or.jp/>)では、随時、企業内弁護士に関する情報提供を行っています。また、東京の三弁護士会や大阪弁護士会において、定期的に就職説明会を開催しているほか、これらの弁護士会、日本組織内弁護士協会、法律専門人材紹介会社などの各団体が運営するサイトにおいて、企業等の弁護士募集情報を掲載しています。



## 企業内弁護士とは◆◆

企業内弁護士とは、企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士のことをいいます。企業内弁護士を「社内弁護士」、企業の外で働く弁護士を「社外弁護士」と呼びぶくともあります。企業内弁護士といってもその仕事は様々で、所属する企業の業種や規模、所属部署や権限などによって大きく異なります。



国内企業に所属する企業内弁護士の特徴としては、平均年齢が低いことが挙げられます。多くの国内企業は、長い年月をかけて、弁護士資格を持たない法務部員による法務部体制を構築してきました。しかし、最近、若手の弁護士を少しずつ採用し、こうした従来の体制を少しずつ置き換えていくという企業が徐々に増えている傾向にあります。弁護士経験5年未満程度での入社が多く、司法修習生からの採用を行っている企業も少なくありません。



外資系企業に所属する企業内弁護士の特徴としては、弁護士経験年数の長い比較的二アな弁護士が多いことが挙げられます。欧米の企業では法務部に所属するスタッフは通常弁護士資格を有していますので、日本に進出する際にも、ジェネラル・カウンセルを中心に弁護士資格者をヘッドハンティングして据えるのが一般的です。採用条件としては、弁護士経験5年以上、外国留学またはそれと同等程度の英語と特定の分野の専門性を求めるのが一般的です。



企業内弁護士の定義には当てはまらないかも知れませんが、フルタイムで採用するはまだ躊躇がある企業や、それほど業務量が多くない企業の場合は、外部の法律事務所との契約で、その所属する弁護士に、例えば週のうち半分程度会社内で執務してもらうケースが考えられます。JVの立ち上げやM&Aのように一時的に法務部門の補強が必要な場合などには、期間を定めてそのような契約をすることも考えられます。弁護士の側としても、法律事務所での業務を続けながら企業内弁護士と同様の仕事も経験できるメリットがあります。

## 企業内弁護士についての豆知識

- 人数と分布  
2007年1月現在、日本には把握できているだけで約200人の企業内弁護士がいます。業種別では製造、金融・保険、情報・通信に多いという傾向があります。
- 諸外国  
弁護士の独立性を比較的緩やかに考える英米法系諸国では特に発展しており、米国では100万人の弁護士のうち約8万人が企業内弁護士といわれています。弁護士の独立性を形式的かつ厳格に考える大陸法諸国では、企業内弁護士については様々な制限がありますが、近年制限は緩和されています。アジアでも、タイや中国などを中心に、日系企業が現地で弁護士を採用するケースが増えています。
- 企業内弁護士をとりまく状況  
従来日本では、企業内弁護士になるには弁護士会の営業許可が必要であり、その人数は非常に限られていたが、一連の司法制度改革の結果、営業許可制が撤廃されて届出制となり、更に司法試験合格者も大幅に増員されることから(2010年ころには年間3000人程度となる見込み)、企業内弁護士を採用して活用する条件が整いつつあります。

お問い合わせ窓口はこちら

日本弁護士連合会 業務第1課

TEL 03-3580-9332

URL <http://www.nichibenren.or.jp/> 就職説明会情報など掲載中

# 企業内弁護士10問答

